

静岡県告示第82号

会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年静岡県条例第2号）（以下「条例」という。）第3条第4項に規定する給料月額（令和3年静岡県告示第94号）の一部を次のとおり改正したので、告示する。

令和5年2月17日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後						
<p>1 <u>特別の事情により任命権者が定める給料月額を適用する職員の区分</u></p> <p><u>多文化共生課において、地域日本語教育総括コーディネーターの業務に従事する職員</u></p> <p>2 <u>特別の事情により任命権者が定める給料月額</u> <u>大学教育職給料表1級32号給の給料月額</u></p>	<p><u>特別の事情により任命権者が定める給料月額</u></p> <p><u>条例第3条第4項に規定する給料月額は、別表に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ給料月額欄に掲げる額とする。</u></p> <p>別表 給料月額</p> <table border="1" data-bbox="833 1028 1399 1417"> <thead> <tr> <th data-bbox="836 1032 1090 1081">職員の区分</th> <th data-bbox="1090 1032 1396 1081">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="836 1081 1090 1272"> <u>多文化共生課において、地域日本語教育総括コーディネーターの業務に従事する職員</u> </td> <td data-bbox="1090 1081 1396 1272"> 大学教育職給料表1級32号給の給料月額 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="836 1272 1090 1413"> <u>福祉指導課において、巡回支援指導員の業務に従事する職員</u> </td> <td data-bbox="1090 1272 1396 1413"> 行政職給料表3級定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額 </td> </tr> </tbody> </table>	職員の区分	給料月額	<u>多文化共生課において、地域日本語教育総括コーディネーターの業務に従事する職員</u>	大学教育職給料表1級32号給の給料月額	<u>福祉指導課において、巡回支援指導員の業務に従事する職員</u>	行政職給料表3級定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額
職員の区分	給料月額						
<u>多文化共生課において、地域日本語教育総括コーディネーターの業務に従事する職員</u>	大学教育職給料表1級32号給の給料月額						
<u>福祉指導課において、巡回支援指導員の業務に従事する職員</u>	行政職給料表3級定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額						

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。